

## 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

### 第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成26年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局及び事業者団体等から関係分野に関する情報収集等を行った。

#### 1 政策担当部局からのヒアリング

##### (1) 平成26年6月13日 第143回委員会

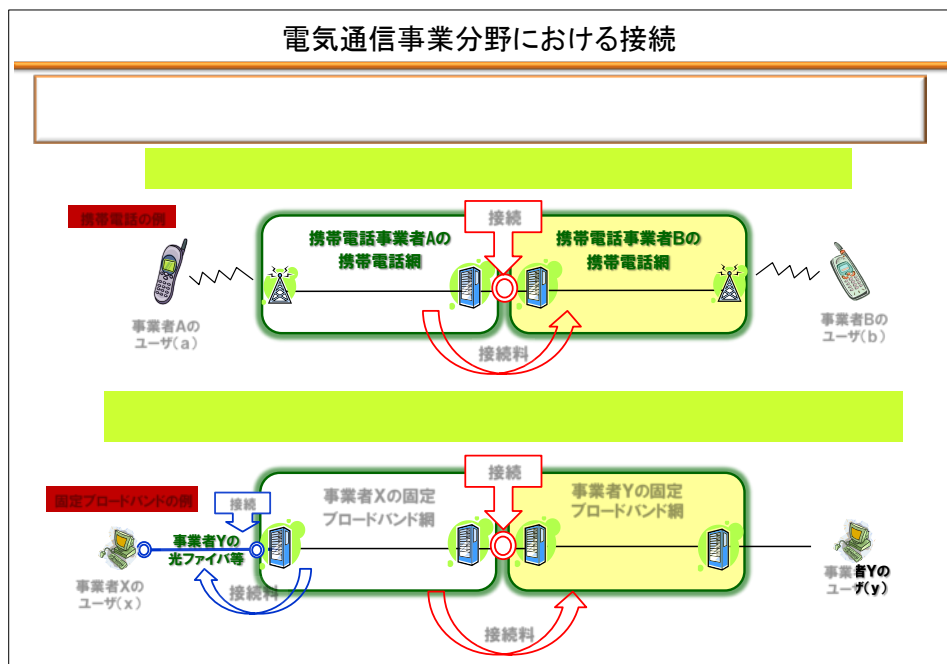
総合通信基盤局から「電気通信設備の接続に関する現状と課題について」説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

##### 1 接続制度の概要

電気通信設備の接続については、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第32条に、電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときには、原則としてこれに応じる義務を有する、という接続応諾義務が規定されている。

また指定電気通信設備制度として、強い交渉力を有する事業者については「非対称規制」として、接続応諾義務に加え接続料や接続条件の約款化等を義務付けている。



【出典：第143回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

なお、接続のほか、事業法第 29 条第 1 項第 10 号に卸電気通信役務の規定があり、接続が接続約款に基づき一律に接続協定を締結するのに対し、卸役務の場合には事業者間で個別に設定した料金等によりネットワークの提供を受けることができる。

## 2 固定系接続制度の概要

事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための規律を課しており、1998 年に NTT 東西の加入者回線等を第一種指定設備として指定している。

接続料については、総務省令で定める「第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能（アンバンドル機能）」の単位で設定しており、総務大臣の認可を受けることが必要である。接続料の算定については、対象機能ごとに長期増分費用方式、将来原価方式、実績原価方式と定められており、接続料規則第 14 条第 1 項によって、アンバンドル機能ごとに当該接続料に係る収入（接続料×通信量等）が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないとされている。

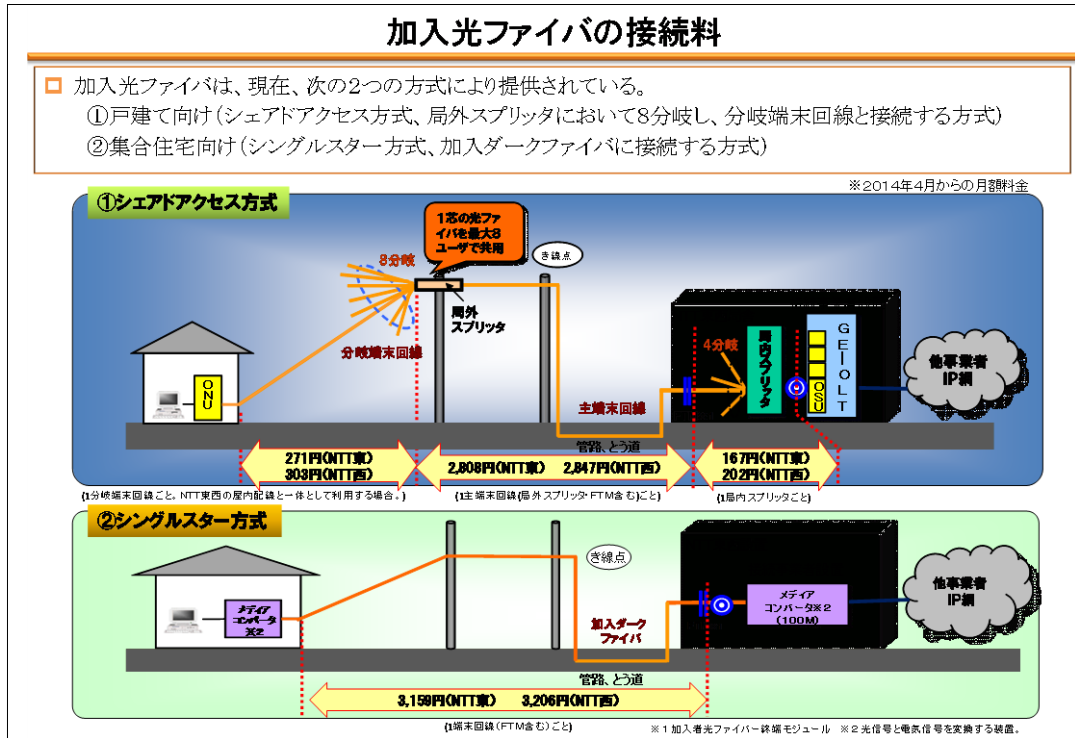


【出典：第 1 4 3 回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

加入光ファイバの接続については、現在、シェアドアクセス方法（局外スプリッタにおいて 8 分岐し、分岐端末回線と接続する方法）とシングルスター方式（加入ダークファイバに接続する方式）とがある。

接続料については需要の増加に伴い低廉化してきたが、2014～2016 年度は需要の伸びが鈍化した上にメタル・光の費用配賦方法の見直しがあったため、下げ止まり傾向にある。なお、シェアドアクセス方式について、現在 NTT 東西は 8 分岐単位ではなく、主端末回線の芯線数を単位とした接続料を設定しているが（芯線単位接続料）、この芯線単位

接続料では一芯の主端末回線に収容する利用者が、1ユーザーであっても8ユーザーであっても、同じ芯線単位接続料の支払いが必要であるほか、物理的制約も存在することから、主端末回線の芯線単位ではなく主端末回線に収容する分岐端末回線（＝利用者）単位で接続料を設定する分岐単位接続料への変更の要望が出ている。



【出典：第143回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

### 3 移動系接続制度の概要

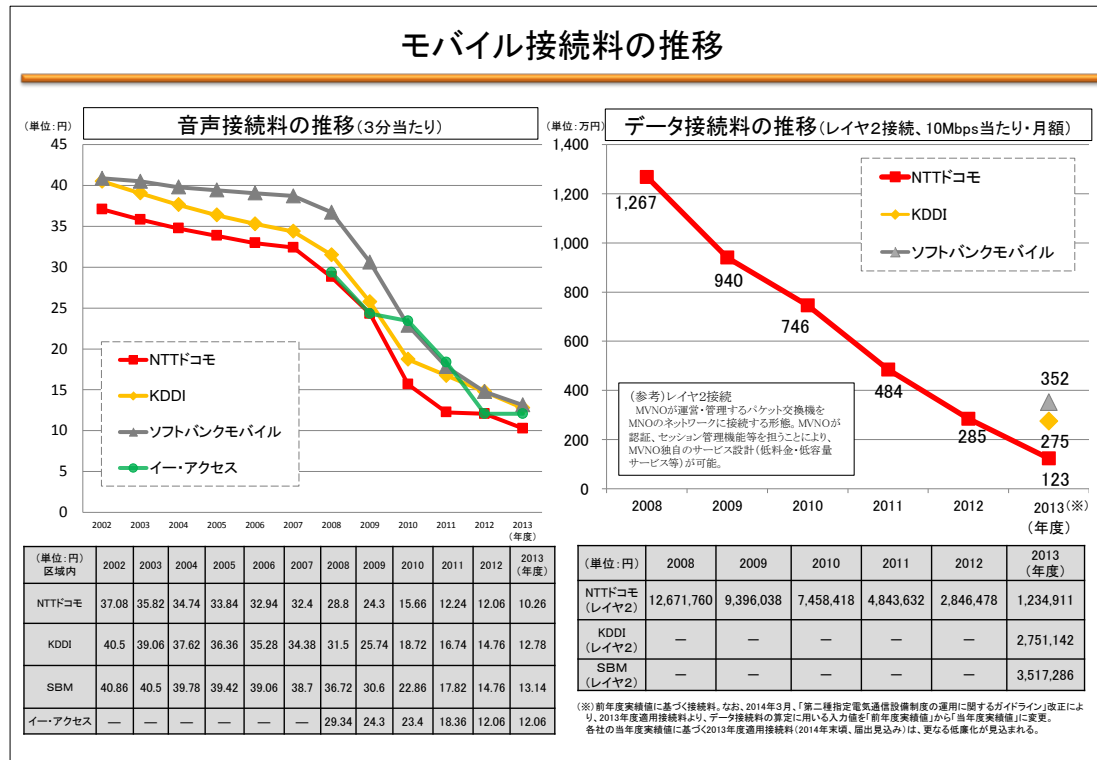
第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度であり、業務区域ごとに10%超のシェアを占める端末設備を有することを基準に、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクモバイルが指定されている。

二種指定事業者の接続料については、事業法第34条第3項において「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、具体的な算定ルールは「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(二種指定ガイドライン)」に定められている。総務省では、接続料の適正性について、二種指定ガイドラインに基づき検証を実施している。

第二種指定電気通信設備については第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、市場において複数の移動体通信事業者が存在していること等にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みは事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることとしており、二種指定ガイドラインにおいて、アンバンドルの設定等に係る考え方を明確化している。

モバイル接続料については、音声接続料、データ接続料ともに、設備コストの増加よりも需要の伸びが著しいため、急激に接続料が低下しており、データ接続料は5年前と比べると10分の1の金額になっている。なお、データ接続料については2014年3月の

二種指定ガイドラインの改正により、データ接続料の算定年度の見直しが行われ、2013年度から接続料の算定を当該年度実績の数値を用いて行うことにより、従来のトレンドによる低減に加えて更なる接続料の低廉化を実現した。また、従来は当該年度の接続料水準が確定するまでは、前年度接続料の金額を暫定的に支払い、事後的に精算していたが、2014年度より接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額を暫定的に支払うこととし、MVNOのキャッシュフローを改善させることとした。



【出典：第143回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

今後の課題として、MVNOの参入促進のために、従来のMVNO事業化ガイドラインに加え、アンバンドル化の一層の推進、SIMロック解除による通信・端末の分離と選択の自由化等が関係者から要望されている。

#### 4 上記課題に関する検討の状況

これらの課題については、情報通信審議会で「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」として審議しており、2014年中に結論を得ることとされている（審議の結果については、本章「1 政策担当者からのヒアリング（3）ア」を参照）。

なお、第143回委員会では、地上デジタル放送の再放送同意に関する協議状況についても、情報流通行政局から説明を受け、意見交換を行った。

(2) 平成26年11月28日 第147回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

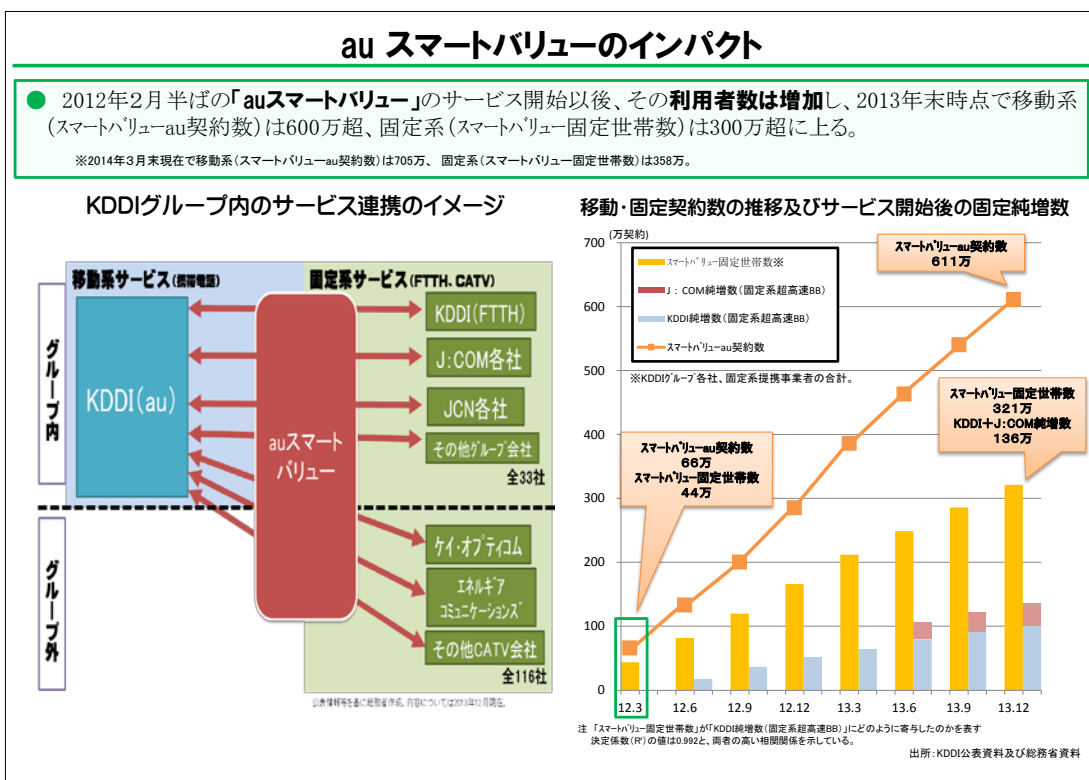
1 競争評価の概要

2003年の電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする仕組みに転換したことから、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として「電気通信事業分野における競争状況の評価（競争評価）」が導入された。評価の結果については、政策立案の基礎データとして活用されている。

競争評価は定点的評価と戦略的評価の2部構成となっており、定点的評価では経年的なデータの定期的分析を実施している。戦略的評価では毎年度異なる特定のテーマに焦点を当てて分析を実施しており、「競争評価2013」では、企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析、地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析等を行った。

2 戦略的評価 (1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析

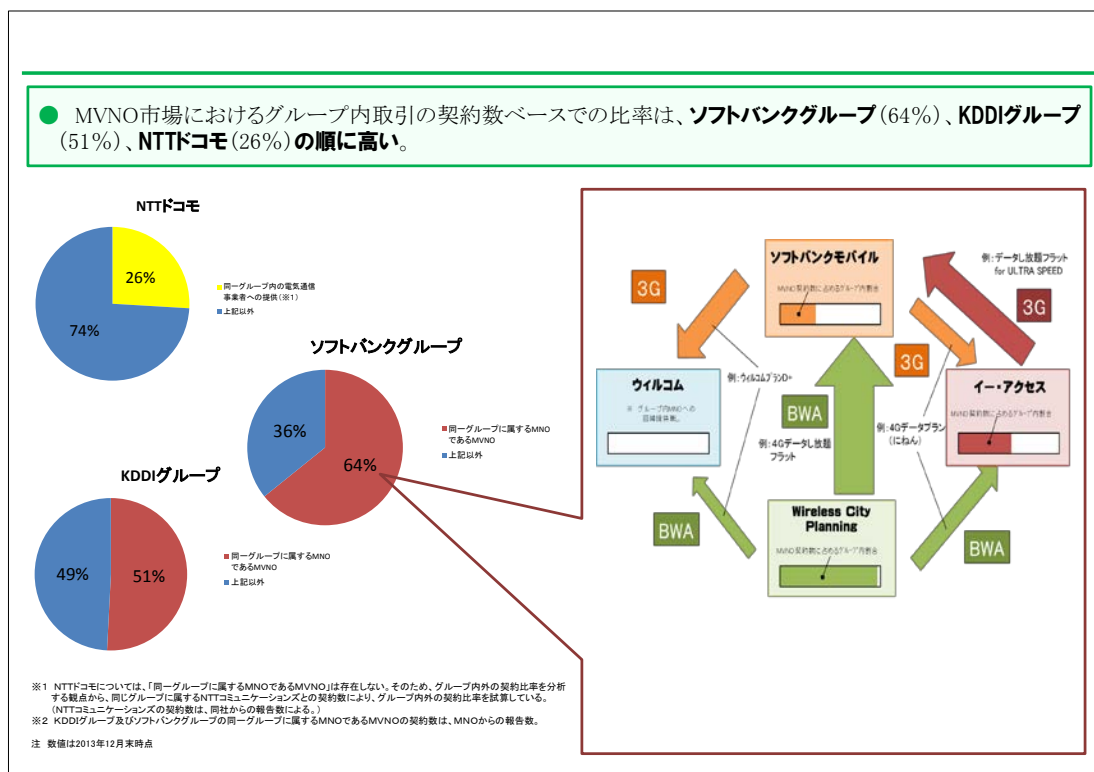
移動+固定型の連携サービスの代表的な例として2012年2月半ばにサービス開始をしたKDDIの「auスマートバリュー」は、2013年末時点で固定系は300万超、移動系は600万超の契約数となっている。固定系超高速ブロードバンド契約数及び携帯電話契約数に



【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

ついて、「au スマートバリュー」開始時（2012年3月）を100として指数化したところ、固定系超高速ブロードバンド市場における KDDI の伸び率（216）は市場全体の伸び率（115）を大きく上回る一方、携帯電話市場における KDDI の伸び率（111）は市場全体の伸び率（110）とほぼ同水準にとどまることから、au スマートバリューという移動+固定型の連携サービスについては、固定市場の方で効果がより顕著であったと考えられる。

移動+移動型の連携サービスを、MVNO 市場で見ると、主要3社のグループ内取引の契約数ベースでの比率で、ソフトバンクグループ（64%）、KDDI グループ（51%）、NTT ドコモ（26%）の順に高く、ソフトバンクグループと KDDI グループでは、グループ会社でお互い回線を提供しあっている。また、NTT グループでは、NTT コミュニケーションズが周波数を有する NTT ドコモの MVNO となっている。各社・各グループの周波数帯別の保有状況では、個社別とグループ別とでは、周波数の保有状況の大小が異なる。また、契約者一人当たり周波数帯域幅は個社ではほぼ同値に収れんするものの、グループ間比較では一人当たり周波数帯域幅に差異がある。



【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

### 3 戦略的評価 (2) 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析

競争評価 2013 では、競争状況の異なる東北、関東、近畿及び九州の4ブロックを取り上げ、分析を行った。

競争事業者のサービスシェアの推移では、KDDI グループが過去4年間（2010年～2013年）に大きく増加し、4ブロックのいずれにおいても10%超となっており、東北を除く3ブロックでは、J:COM の統合効果によるところが大きい。近畿及び九州では電力系事業者のサービスシェアが高くなっている。

市区町村における設備競争の状況については、事業者が自社で設備を整備し、超高速ブロードバンドサービスを提供するエリアが増加している。関東及び近畿では複数の事業者によるサービスが提供されているエリアが増加し、東北及び九州では未提供エリアが減少した。

サービス競争の状況についても提供事業者数が増加しており、固定系超高速ブロードバンドサービスが2以上提供されている市区町村数は、関東及び近畿では8割近くに達する。これを世帯数でみた場合、関東及び近畿では9割を大きく上回り、九州でも8割を超える世帯で複数サービスの利用が可能となっている。固定系に加え、移動系超高速ブロードバンドサービスも含めると、超高速ブロードバンドサービスがほぼ全域に普及している。

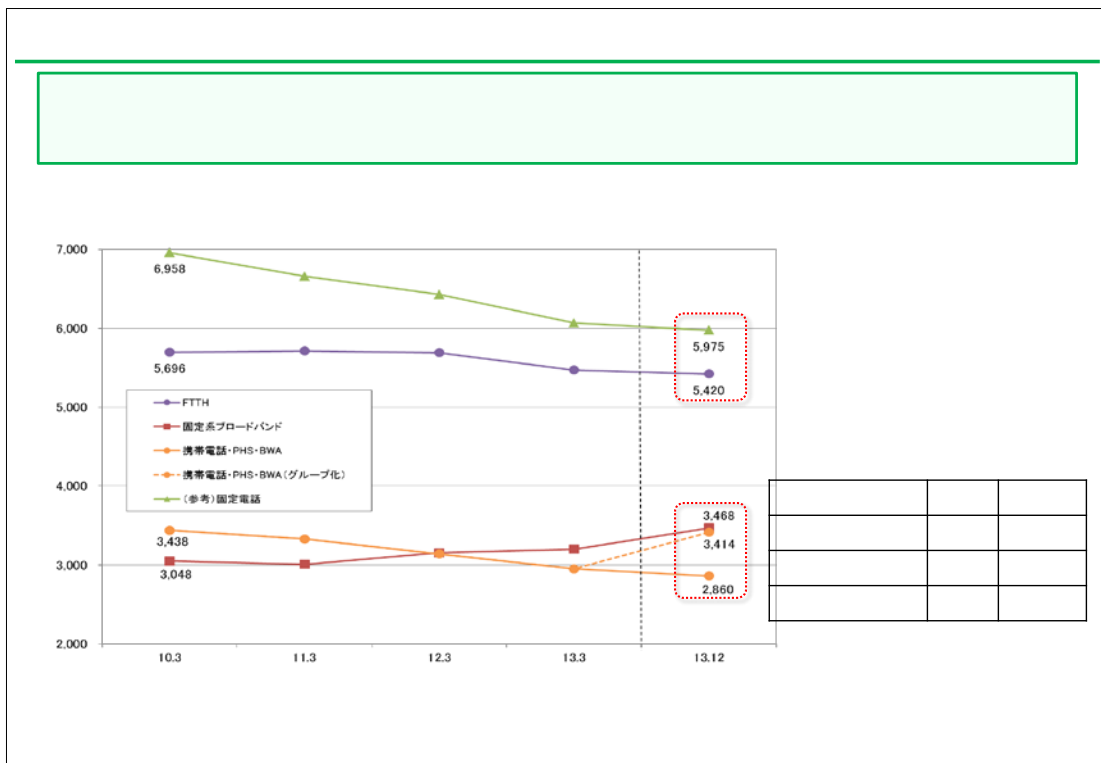
#### 4 定点的評価 (1) 基礎データ

##### (1) 移動系通信市場の動向 (2014年3月期)

- ・携帯電話・PHS・BWAの契約数は1億5,702万（うち携帯電話は1億4,401万、PHSは555万、BWAは746万）となっている。
- ・3.9世代携帯電話(LTE)の契約数は4,641万で携帯電話契約数の32.2%を占めている。
- ・移動系通信市場におけるNTTドコモの市場シェアは40.2%となっている。

##### (2) 固定系通信市場の動向 (2014年3月期)

- ・固定系ブロードバンドサービスの契約数は3,585万（うちFTTHは2,535万、DSLは447万）である。
- ・固定系ブロードバンド市場におけるNTT東西の市場シェアは54.5%となっている。



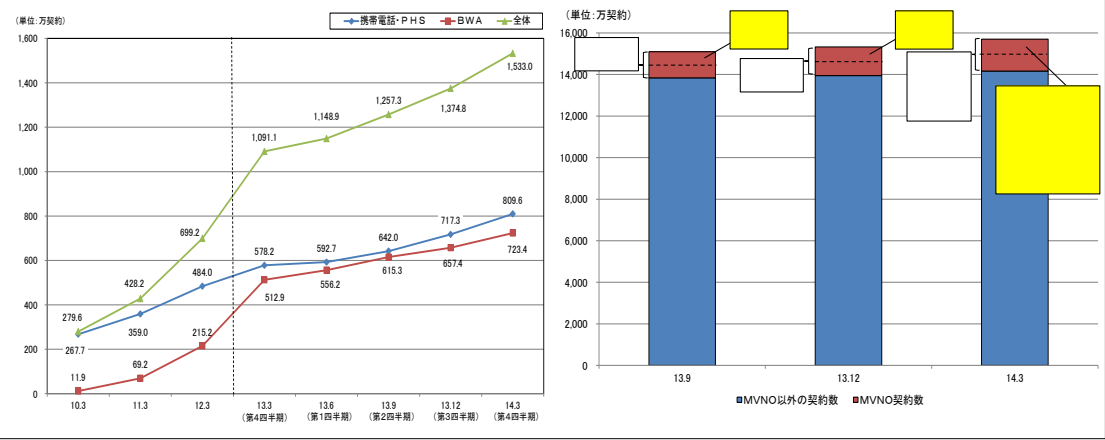
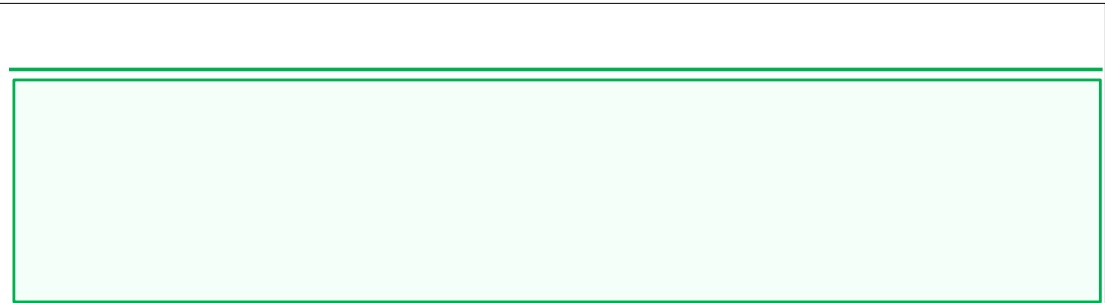
【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

(3)移動系・固定系の両市場の市場集中度（2013年12月期）

- 市場集中度を表すHHI（Herfindahl-Hirschman Index：ハーフィンダール・ハーシュマン指数）は、移動系通信市場及び固定系ブロードバンド市場ともグループ化に伴い増加傾向にある。

5 定点的評価 (2) 移動系通信市場の動向

- NTTドコモのサービスシェア、端末設備シェア及び収益シェアは首位であるが、いずれも2位以下の事業者との格差が縮小傾向にある。
- 過去5年間でスマートフォン契約比率は、1.2%（2008年度末）から47.0%（2013年度末）まで拡大している。
- 番号ポータビリティの利用は年々増加しており、2013年度末時点で累計利用数は2,665万となっている。
- MVNOサービス全体の契約数は2013年度末で1,533万（うちMNOであるMVNOは51.8%）となっている。事業者数は163社で増加傾向にある。
- MVNO（MNOを除く）の契約数は増加傾向にある。また、同事業者のうちSIMカード系事業者の契約者数は2013年度末現在で170万となっており、そのほとんどはNTTドコモのネットワークを利用しているMVNOとなっている。
- 2013年度末時点におけるKDDIグループとソフトバンクグループ、それぞれのグループに属するMNOであるMVNOのグループ内企業間の取引の割合はそれぞれ48%、68%となっている。



【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】



- ・個社別の契約数を単純合算した場合、NTT ドコモのシェアは 40.2%だが、KDDI、ソフトバンク各グループのグループ会社内取引について契約数の重複を排除すると NTT ドコモのシェアは 42.3%となる。
- ・移動系超高速ブロードバンド契約数は大幅な拡大を続け、2013 年度末で 5,387 万となっている。うち、NTT ドコモのシェアは 40%超である。
- ・MNO のデータ通信料金については全体的に上昇傾向が続いたが、3.9G (LTE) 向けにおいては低額プランの導入等、価格帯に幅がみられ、新料金プランではデータ量に応じて料金を設定している。
- ・MVNO の提供するサービスは、MNO に比べ速度制限のかかるデータ通信上限量が低いかわりに月額料金が低いものが多い。
- ・SIM ロック解除可能な端末の比率は 55%から 42%へ減少している。なお、「SIM ロック解除に関するガイドライン」の改正により、2015 年 5 月 1 日以降に新たに発売される端末については原則 SIM ロック解除となる。

## 6 定点的評価 (3) 固定系ブロードバンド通信市場の動向

- ・FTTH の契約数に占める NTT 東西の割合は減少傾向にある。また、FTTH 契約数の純増数で見ても NTT 東西は契約数、シェアともに低下傾向にあり、対照的にその他の設備設置事業者や競争事業者のサービスシェアが増加している。
- ・FTTH アクセスサービスの月額利用料は 2005 年時点と比べると低廉化している。また各社の割引サービスにより、さらに実質的な低廉化が進行している。

## 7 競争評価 2013 における主な評価

### (1) 移動系通信市場の評価

個社別で見ると、NTT ドコモの市場シェアは、サービスシェア、端末設備シェア、収益シェアのいずれも 40%を超過し、単独で市場支配力を行使する地位にあると考えられる。ただし、いずれのシェアも 2 位以下の事業者との差は縮小しており、同社の市場支配力を行使する地位は低下傾向にあることから、NTT ドコモが単独で市場支配力を実際に行行使する可能性は低い。

企業グループ別で見ると、移動系通信市場の 3 グループの合計シェアは 100%で寡占状態にあり、3 グループ各社が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。また 3 グループはそれぞれグループ内の企業による一体的な事業運営が進んでおり、グループ外へのネットワーク開放の透明性と公平性に関しては注視していく必要がある。なお、NTT ドコモのサービスシェアは依然として 40%を超過しており、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると認められるが、個社分析と同様、単独で行使の可能性は低い。ただし、同社が NTT グループの主要会社であることを踏まえ、料金統合請求をはじめとしたグループ連携等の動向を注視する必要がある。

### (2) 固定系ブロードバンド市場の評価

NTT 東西の固定系ブロードバンド市場における 2013 年度末の設備シェアは 84%、サービスシェアは 55%であり、NTT 東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあるが、2 位の市場シェアを持つ企業グループがシェアを拡大しており、実際に行行使する可能性は低い。

NTT東西のFTTH市場における2013年度末の設備シェアは78%であったが、契約純増数におけるNTT東西のシェアは50%にとどまっている。FTTH市場全体でのNTT東西のサービスシェア等を踏まえれば、市場支配力を行使し得る地位にあるが、固定系ブロードバンド市場全体と同様の理由により、実際に行使する可能性は低い。

## 競争評価2013における主な評価

### 1 移動系通信市場の評価

#### ① 個社別の市場評価

- ・ NTTドコモの市場シェアは、サービスシェア(契約数)、端末設備シェア、収益シェアのいずれも40%を超過。単独で市場支配力を行使する地位にあると考えられる。ただし、いずれのシェアも2位以下の事業者との差は縮小しており、同社の市場支配力を行使する地位は低下傾向にある。
- ・ 市場競争をめぐる上位3事業者間の関係、禁止行為規制や第二種指定電気通信設備に係る規制措置等から、NTTドコモが単独で市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

#### ② 企業グループ別の市場評価

- ・ 移動系通信市場の3グループの合計シェアは100%で寡占状態。市場集中度(HHI)は高い水準(3,456)で、3グループ各社が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
- ・ 3グループそれぞれのグループ内の企業による一体的な事業運営が進んでおり、グループ外へのネットワーク開放の透明性と公平性に関しては注視していく必要がある。
- ・ NTTドコモのサービスシェアは依然として40%を超過しており、単独で市場支配力を行使しうる地位にあると認められるが、個社分析と同様、単独で行使の可能性は低い。ただし、同社がNTTグループの主要会社であることを踏まえ、料金統合請求をはじめとしたグループ連携等の動向を注視する必要がある。

### 2 固定系ブロードバンド市場の評価

#### ① グループ別の固定ブロードバンド市場全体の市場評価

- ・ メタルから光ファイバへのマイグレーションが進む中で、NTT東西のブロードバンド市場における2013年度末の設備シェアは84%、サービスシェアは55%であり、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にある。
- ・ 禁止行為規制や第一種指定電気通信設備に係る規制措置等がある中、2位の市場シェアを持つ企業グループがシェアを拡大しており、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

#### ② グループ別のFTTH市場の市場評価

- ・ 2013年度のNTT東西の設備比率は78%と高い水準で横ばい傾向が続いている。一方、サービス競争では過去3年に進展があり、2013年度末時点のFTTH契約の純増数における東西シェアは50%にとどまっている。
- ・ FTTH市場におけるNTT東西のサービスシェア等を踏まえれば、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、固定ブロードバンド市場全体と同様の理由により、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

【出典：第147回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

### (3) 平成27年1月23日 第148回委員会

総合通信基盤局から「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」、「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」、「ICTサービス安心・安全研究会報告書」について、それぞれ説明を受け、意見交換を行った。

#### ア 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について

##### 【説明の概要】

#### 1 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」の概要

「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)等を踏まえ、世界最高水準のIT社会を実現し経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT基盤の更なる普及・発展の在り方について、情報通信審議会に諮問し、2014年12月に答申を受けた。

情報通信審議会では、①公平競争徹底、②イノベーション促進、③社会的課題解決、④魅力向上・発信、⑤利用者視点を検討に当たっての基本5原則として審議を行い、ICT基盤を担う電気通信事業の在り方について政策の具体的方向性を提示いただいた。

## 2 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿

2020年代に向けたICTの役割としては、経済の活性化・効率化、社会的課題の解決、安心・安全の実現等があり、その役割を最大限発揮するためにはネットワークや利用の動向などICTの動向を見据えた上で、我が国にふさわしいICT基盤の将来像を描き、その実現に向けた政策の検討を行っていくことが必要となる。

以上を踏まえた上で、2020年代に向けて目指すべきICTの姿については、次の3項目に整理することが適当であり、その実現を図っていくことが望ましいとの提言を受けた。

- ① 様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤
- ② 活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境
- ③ 誰もがより安心して利用できるICT環境

2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿	
<p style="text-align: center;"><b>2020年代に向けたICTの役割</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>経済の活性化・効率化</b> 新事業創出・生産性向上、経済システムの効率化、投資の拡大、国際・グローバル展開</li> <li>② <b>社会的課題の解決</b> 医療・教育の高度化、財政支出の削減、エネルギー問題への対応</li> <li>③ <b>便利な社会の実現</b> 交通システムの高度化、行政サービスの向上、生活支援の充実</li> <li>④ <b>安心・安全の実現</b> 災害対策、インフラ老朽化対策、サイバー攻撃への対応</li> <li>⑤ <b>地域の活性化</b> 地域経済の活性化、地域での生活支援</li> <li>⑥ <b>オリンピック・パラリンピック東京大会への対応</b> 日本の存在感向上、訪日外国人へのおもてなし</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>2020年代に向けたICTの動向</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>ネットワークの動向</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4G、5G等による高速化・大容量化の進展、トラフィックの急増</li> <li>・移动通信/固定通信の相互補充</li> </ul> </li> <li>② <b>利用の動向</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆるモノがつながるIoTの時代へ</li> <li>・移动通信/固定通信を意識しない利用環境</li> </ul> </li> <li>③ <b>利活用、サービス・産業の動向</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・M2M、クラウド、ビッグデータ等の新技術・サービスによるICT利活用・サービスの裾野拡大</li> <li>・様々な分野・産業との連携による新事業・新サービスの創出</li> <li>・グローバルなICT産業の拡大</li> </ul> </li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>2020年代に向けて目指すべき姿</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>I. <b>様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な産業がネットワークを自由に組み合わせて、様々な分野で利活用できるICT基盤</li> </ul> </li> <li>II. <b>活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がニーズに応じた端末やサービス、料金プランを自由に選択できる環境</li> <li>・多様なプレーヤーが活発な競争の下で多彩なICTサービスを提供できる環境</li> <li>・活発な競争を通じた強靱でセキュリティに強い世界最高レベルのICT基盤の維持・発展</li> </ul> </li> <li>III. <b>誰もがより安心して利用できるICT環境</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者から青少年まで誰もが安心して利用できるICT環境</li> <li>・都市部でも過疎化が進む地域でも、訪日外国人にとっても、誰もが便利に利用できるICT環境</li> </ul> </li> </ol>	

【出典：第148回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

## 3 2020年代に向けたICT基盤政策

2020年代に向けたICT基盤政策としては、以下の提言があった。

### (1) ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出

ア 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進

2020年代に向けて、ICTと様々な業種との連携によりイノベーションが更に促進され、新事業・新サービスの創出が期待される。他方、現在は公正競争を確保する観点から、市場支配的な事業者に対して禁止行為規制が課されている。

今後は市場の環境変化に対応した禁止行為規制の在り方について検討が必要である。具体的には、固定通信市場における禁止行為規制は現状の規律を維持することが適当であり、移动通信市場における禁止行為規制は、不当な優先的取扱い等の禁止を

緩和するなど、公正競争の確保に支障がない範囲で見直す方向で検討を進めることが適当である。

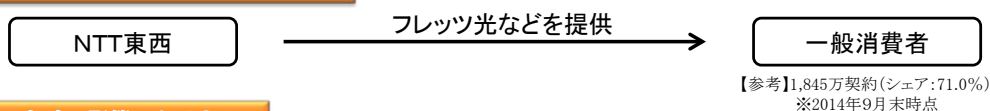
#### イ 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進

2014年5月に発表されたNTT東西による「サービス卸」の提供は、多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率向上につながり、経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある一方で、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、その在り方について検討が必要である。

具体的には、「サービス卸」が第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、利用者利益に及ぼす影響が極めて大きいこと等を踏まえ、総務省において料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも外部による検証可能性を含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。

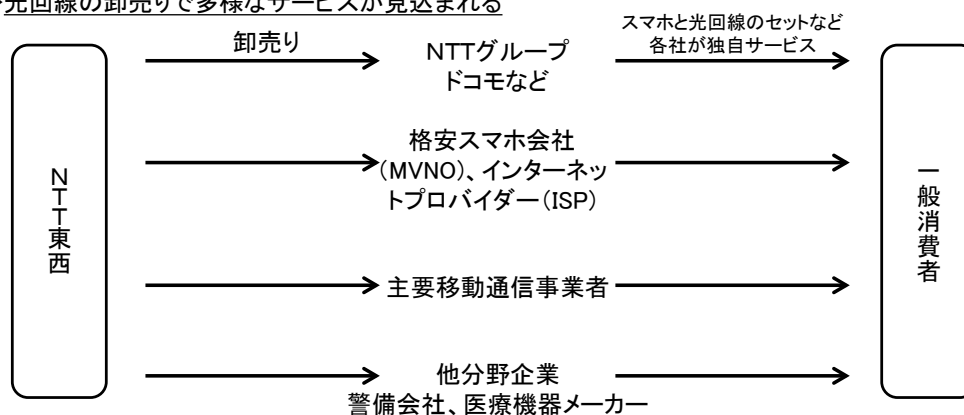
#### NTT東西による光回線の卸売サービス(「サービス卸」)について(イメージ図)

##### 現在 (NTT東西による直接販売)



##### 卸売り形態になると

→光回線の卸売りで多様なサービスが見込まれる



【出典：第148回委員会資料(総合通信基盤局作成)】

また、競争環境に影響を与え得る要素として、①FTTH サービスと移動通信サービスのセット割引について過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ競争が歪められるおそれがあること、②移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者がFTTH サービスと自らの移動通信サービスのセット割引を正当な理由なく排他的に組み合わせて提供することは、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供と実質的に同様の行為であると考えられること、に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当である。

以上の提言等を踏まえ、総務省としては、公正競争確保のための新たな制度的な仕組みを講ずるとともに、業務改善命令等の対象となり得る行為を整理・類型化するガイドラインを本年2月に策定した。

## 「サービス卸」に関する新しい制度的な仕組みについて(平成27年1月20日 総務省発表)

- 「サービス卸」の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性の確保の観点等から、現行法での規律に加え、新しい制度的な仕組みを講ずることとする。

### 1. 公平性、適正性及び透明性を確保するための措置

- (1) NTT東西が、公正競争への影響が大きい卸役務を行う際、以下の制度的措置を講ずる。

(公正競争への影響が大きいことが想定される**主要事業者**に対して) **個別契約を締結する場合、当該個別契約の事後届出制を導入**

※ ただし、卸役務に係る約款を事前に届出・公表する場合は、上記個別契約の届出は不要とする措置を講ずる

- (2) (1)による届出を受けた後、総務省においてその内容を整理し、必要に応じ、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した**競争事業者**から意見聴取を行うとともに、届出を受けた内容について、**審議会に報告を行いその結果を公表**する。

### 2. 市場の動向等を把握・検証するための措置

- (1) NTT東西は、都道府県別の「サービス卸」の利用実態について**総務省に報告**を行い、**総務省は**、これに基づき、「サービス卸」に係る**市場動向**を分析し、**定期的に公表**。

- (2) **総務省は**、このたび行う制度的な措置について、必要に応じ、**3年後を目途に検証**することとする。

### 3. 現行法の業務改善命令や禁止行為規制等の解釈指針(ガイドライン)の策定

「サービス卸」に関する現行法の適用関係を明確化する(現行法上、問題となり得る行為を例示する)ことにより、**公正な競争環境を整備するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、「サービス卸」に関するガイドラインを策定(本年1月21日にパブリックコメント開始)。ガイドライン確定は2月下旬以降。**

【出典：第148回委員会資料(総合通信基盤局作成)】

## (2)公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現

### ア 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進

移動通信市場は現在3グループに集約され、協調的寡占の色彩が強い状況にある。また近年では各グループ内で電波利用の連携が進展しており、こうした事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策について検討が必要である。

具体的には、主要事業者のグループ化に関する規律の導入やグループ経営を踏まえた非対称規制の見直し、同一グループ内外での取引の公平性を確保することが適当である。

### イ 移動通信サービスに関する競争の促進

移動通信市場は主要3グループによる協調的寡占の色彩が強いことから、MVNOの普及発展による競争の促進が必要である。また、SIMロックや多額のキャッシュバック等による利用者の囲い込み等があることを踏まえ、競争の適正化や利用者のニーズに応じた料金プランの設定が必要である。以上を踏まえ、移動通信サービスに関する公正競争の徹底と利用者利益の確保に向けた検討が必要である。

具体的には、移動通信ネットワークのアンバンドル等に関する規定整備など、MVNOの更なる普及促進のための環境整備を進めること、多額の販売奨励金等の適正化やSIMロック解除を推進すること、低廉で多様な利用者料金の実現に取り組むことが適当である。

### ウ 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進

超高速ブロードバンド基盤(固定系)の整備率は98.7%である一方、その利用率は

51.1%にとどまっている。また、FTTH 市場における NTT 東西のシェアは高止まりしており、超高速ブロードバンド基盤に係る競争の促進について検討が必要である。

具体的には、加入光ファイバに係る接続制度について検討に着手すること、NGN の更なるオープン化を進めること、NTT グループに課されている規律等について検証していくことが適当である。

### (3) 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備

#### ア 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備

消費者保護ルールの見直し・充実に向けては、「ICT サービス安心・安全研究会」報告書で示された①説明義務等の在り方、②契約関係からの離脱に関するルールの在り方、③販売勧誘活動の在り方、④苦情・相談処理体制の在り方、についての考え方を踏まえ、具体的な制度設計を行うことが適当である（ICT サービス安心・安全研究会報告書については、本章「1 政策担当者からのヒアリング（3）ウ」を参照）。

#### イ ICT 基盤の整備推進による地方の創生

ICT の役割は今後ますます増大していくが、競争原理下では条件不利地域における ICT 基盤の整備・維持は困難であるため、その在り方について検討が必要である。

具体的には、携帯電話については、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくこと、超高速ブロードバンドについても、公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。また、ユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービス提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。

#### ウ 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、2014 年 6 月に公表した SAQ<sup>2</sup> JAPAN Project に沿って、①無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化、②国内発行 SIM への差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化、③国際ローミング料金の低廉化、④「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進を重点的に進めていくことが適当である。

### (4) 適切な行政運営の確保等

公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、①統一的な行政運営の方針の作成・公表、②市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立、③各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立、④行政運営体制の充実・強化といった新たな行政運営サイクルを確立することが適当である。

また、これまでに掲げてきた各種政策について、市場の環境変化等を踏まえ、有効かつ適切に機能しているかを検証した上で必要な場合には見直しを行うことが適当である。

## イ 「SIMロック解除ガイドライン改正の概要」について

### 【説明の概要】

#### 1 「SIMロック解除に関するガイドライン」改正の経緯

SIMロックとは、携帯電話事業者が特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するように携帯電話端末を設定することである。これにより携帯電話事業者を乗り換える際には新たに端末を購入することが必要となり、新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因になるとともに、料金やサービス内容の差別化による競争を阻害する原因となる。このため、総務省では平成22年に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定したが、当時はSIMロックが解除された端末に他事業者のSIMを差し込んだとしても通信方式、周波数、プラットフォームの仕様等の違いが大きい等の問題があったことを考慮し、事業者の主体的取組によるSIMロック解除の実施を要請することに留まった。その結果、事業者の取組は限定的となっている。

しかしながら、現在はLTE（3.9世代携帯電話）やスマートフォンの普及等により、事業者の通信方式や端末の仕様等の共通化が進展し、諸外国でもSIMロック解除が義務付けられているといった状況も踏まえ、平成26年12月の「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申では、利用者利便の確保と事業者間競争の促進の観点からSIMロック解除を進めることが適当とされた。

これを受け、総務省では「SIMロック解除に関するガイドライン」を平成26年12月22日に改正した。

### SIMロックの概要

#### SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に挿して利用。
  - SIMカードには電話番号などの契約者情報<sup>(※)</sup>が記録されており、携帯電話端末をネットワークに接続する際の認証に用いられる。
  - 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを挿して販売するのが一般的。
- ※ SIMカードに記録されている情報： 加入者の電話番号、国際携帯電話加入者識別番号 (IMSI: International Mobile Subscriber Identity)

#### SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。それ以外のSIMカードを挿して通信を行うためには、SIMロックの解除が必要。
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、新たに端末を購入することが必要。このため、SIMロックは、スイッチングコストを増加させ、これが新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因になるとともに、料金やサービス内容の差別化による競争を阻害。
- 海外渡航時、国際ローミングよりも低廉な通信料金で通信できる手段として、現地の携帯電話事業者のSIMを使用する方法があるが、SIMロックのかかった端末では海外で現地の携帯電話事業者のSIMカードに差し替えても通信できない。



【出典：第148回委員会資料（総合通信基盤局作成）】

## 2 改正ガイドラインの概要

改正ガイドラインでは、電気通信事業者が正当な理由なく SIM ロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示した。

SIM ロック解除の対象となる端末は、公正競争又は利用者利便の確保に大きな支障があるかという観点から、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及び USB モデム）とし、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、原則無料で行うことを求めている。

また、利用者周知の観点から、事業者が SIM ロック解除の対象端末や手続を定めた運用方針を予め定め、公表することを求めている。

なお、事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、② SIM ロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定した。

本ガイドラインは平成 27 年年 5 月 1 日以降に新たに発売される端末に適用されることとなっている。

平成 26 年 10 月に総務省が公表した「モバイル創生プラン」においても、SIM ロック解除を促進することとなっており、総務省としては、改正ガイドラインを適切に運用してまいりたい。

## ウ 「ICTサービス安心・安全研究会報告書」について

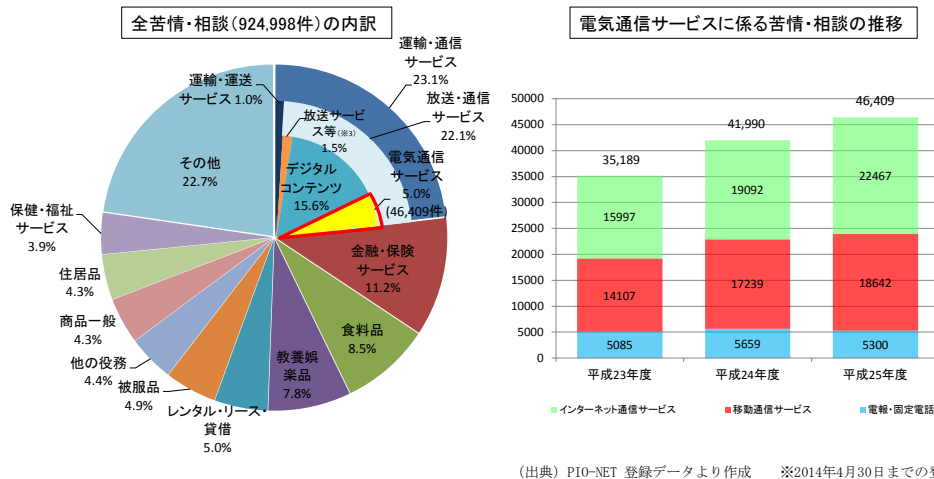
### 【説明の概要】

「日本再興戦略」等に盛り込まれた「世界最高水準の IT 社会の実現」のためには、消費者行政についても 2020 年代を見据えた対応が必要である。このため、消費者保護ルー

### 全苦情・相談件数及び電気通信サービスに係る苦情・相談件数(平成25年度)

- PIO-NET<sup>(※1)</sup>に登録された2013年度(平成25年度)の全苦情・相談件数は924,998件。
- うち、電気通信サービス<sup>(※2)</sup>に係る苦情・相談件数は46,409件で全体の5.0%

(※1) 全国消費生活情報ネットワーク・システム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステム。  
 (※2) 「電報・固定電話」と「移動通信サービス」と「インターネット通信サービス」を合わせたもの。



【出典：第148回委員会資料(総合通信基盤局作成)】



ルの充実等直面する課題への対応をはじめ、ICTの安心・安全な利用環境の整備を推進するため、短期的・中長期的な視点からの対応が必要と見込まれる課題への対応について、ICTサービス安心・安全研究会を開催し検討を進めてきた。

12月にまとまった報告書の概要は次のとおりである。

#### 1 説明義務等の在り方（適合性の原則）

提供条件説明の画一化により、電気通信サービスの知識のないものにとっては分かりにくい反面、知識のあるものにとっては過剰な説明となっている等の苦情・相談がある。

これについては、提供条件の説明の際に利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行わなければならない旨を制度化した上で、利用者の知識等に応じ一部説明を不要とすることを可能とするのが適当である。

#### 2 説明義務等の在り方（書面交付）

個別の契約内容に関する書面の交付が必須でないため、契約後に契約内容を確認できない等の苦情・相談がある。

これについては、契約内容が記載された書面を原則紙媒体（希望により電子媒体）により交付することを制度化し、オプションサービス等も同一書面に一覽性を持って記載するよう取組みを行うことが適当である。

#### 3 説明義務等の在り方（広告表示）

通信速度、エリア、サービス等に関する広告が複雑で分かりにくいとの苦情・相談がある。また、景品表示法において、①事業者がサービスの品質等の表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備等の措置を講ずるとともに、②必要に応じて、各事業を所管する大臣に権限の一部（調査権限）を委任することなどを内容とする法改正が行われた。

これについては、事業者団体の自主的取組や、電気通信事業法及び景品表示法に基づく法執行により、広告表示等の適正化を図ることが適当である。

#### 4 契約関係からの離脱に関するルール（禁止行為・取消ルール）

消費者契約法や特定商取引法では、重要事項に関する不実告知や不利益事実の不告知に関する取消権等が規定されている。他方で、電気通信事業法は事前に十分な説明がなかったためにトラブル発生が想定される事項を、契約締結前に説明することを義務付けている。

これについては、①提供条件の説明が必要とされる事項のうち契約締結の判断に影響を及ぼす重要事項の不実告知、不利益事実の不告知を禁止すること、②契約の締結に至る動機に関する事項については不実告知を禁止することが適当であり、その上で、当該禁止行為違反により、利用者が誤認した場合の取消について検討することが適当である。

#### 5 契約関係からの離脱に関するルール（初期契約解除ルール）

特定商取引法等においてはクーリングオフが導入されているが、電気通信サービスには適用されていない。

これについては、①契約内容が複雑となっていること、②通信速度がいわゆるベストエフォート型であることや具体的なサービスエリアは実際に利用しないと品質等を十分に把握できないといった電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。

しかしながら、サービスの利用を可能とするために工事が必要となるものについては、工事費の負担や原状復帰が必要となり、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得るため、初期契約解除ルールとは異なる取扱いを検討することが適当である。また、電気通信サービスの提供に係る契約の初期契約解除ルールと携帯端末・付属品等の物品の販売契約は区別することが適当であり、端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。

#### 6 契約関係からの離脱に関するルール（解約ルール）

利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生し、実質的に契約解除が制限され問題ではないかとの指摘がある。また、一部のオプションサービス等の契約について、無料期間終了後も自動継続により課金される場合があり問題ではないかとの指摘がある。

期間拘束・自動更新付契約については、（一社）電気通信事業者協会から、契約解除料なしの解約可能期間の延長と更新時が近づいた時点での通知を行うことを検討中との表明があったことを踏まえ、事業者の自主的取組の効果や、初期契約解除ルールの導入効果等も見ながら、改善状況を検証し、必要に応じ、更なる対応について検討を行うことが適当である。また、オプションサービスについては、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当である。

#### 7 販売勧誘活動の在り方（再勧誘禁止）

代理店等による執ような勧誘についての苦情・相談がある。

これについては、電気通信事業者及び代理店における再勧誘禁止を制度化することが適当である。

#### 8 販売勧誘活動の在り方（代理店監督）

電気通信事業者及び代理店の構造が複数、多階層なものとなっており、把握されていない代理店が存在しているとの指摘がある。

これについては、電気通信事業者等は数次にわたる代理店を把握した上で、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制を整備することが適当である。また、代理店の監督について、総務省としても必要な取組を行っていくことが適当である。

#### 9 苦情・相談処理体制の在り方

我が国の電気通信分野においては、利用者保護のために第三者機関により苦情・相談処理等を行う仕組みは必ずしも十分ではない。

これについては、関係団体から、業界として苦情・相談を受け付けて分析する体制を

整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組みを進めていく旨の発表があったため、その状況を見ながら紛争解決の仕組みの在り方、制度設備の必要性等を検討していくことが適当である。

## **2 事業者及び事業者団体からのヒアリング**

### **(1) 平成26年6月13日 第143回委員会**

ソフトバンクモバイル株式会社から「移動体通信接続の概要等」について説明を受け、意見交換を行った。

### **(2) 平成26年10月31日 第146回委員会**

一般社団法人日本民間放送連盟から「地上テレビジョン放送事業者の事業概要及び放送に係る著作権等」について説明を受け、意見交換を行った。また、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟から「CATV 事業者の事業概要及び電気通信事業における接続等」について説明を受け、意見交換を行った。

## **3 委員会における施設視察**

### **平成26年5月16日 第142回委員会**

KDDI株式会社の通信用等施設の現場視察を行うとともに、設備の概要について説明を受け、意見交換を行った。

## 第2章 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」の報告

委員会では、今後の委員会における紛争処理や将来の制度設計等を行う際の基礎資料とするため、事務局において実施した諸外国の情報通信分野における事業者間紛争処理制度や事例等に関する調査研究の成果について、第143回委員会で報告を受けた。委員会における説明資料は【資料4】のとおりである。

### 【報告の概要】

「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」では、電気通信事業者間及び放送事業者間の紛争処理制度と紛争処理事例について、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、韓国、オーストラリアの7カ国について調査を行った。

#### 1 電気通信事業者間の紛争処理制度

基本的には各国とも、紛争処理機関については独立規制機関が担当し、調停、仲裁、裁定（※）を行っている場合が多い。

紛争対象事項については、相互接続に関する紛争、電気通信設備の共有に関する紛争等を扱っている。

※それぞれの用語の定義は以下の通りとする。

調停；当事者間が調停案に合意するか否かを決められるもの

仲裁；仲裁案に従うことを合意して紛争処理機関に解決を委ねるものであり、仲裁案は当事者に対し拘束力を持つ

裁定；行政庁としての紛争処理機関が調査、決定を下すもので、不服がある場合には裁判等の手段で争うもの

##### (1)米国について

米国は、「州内通信」と「州際・国際通信」とで紛争処理機関が分かれているのが特徴であり、州内通信については州の公益事業委員会、州際・国際通信については連邦通信委員会（FCC）が紛争処理を担当している。

公益事業委員会は、州内通信における相互接続に関する紛争について調停と裁定を行っている。FCCは、州際及び国際通信について、相互接続等に関する通信法違反の申立て、電柱架設に関する紛争について、調停と裁定を行っている。

##### (2)カナダについて

カナダでは、電気通信・放送に関する紛争処理はカナダ・ラジオテレビ電気通信委員会（CRTC）が担当しており、①事業者間で双務的、あるいは少ない関係者にのみ影響を与える紛争が生じた場合、②紛争の当事者同士がその他の方法で紛争解決をできない場合、③当該紛争の内容がカナダにおける通信及び放送の規制と関係する場合、④紛争の解決が新たな政策を必要としたり既存政策の変更を伴ったりしない場合、について調停と仲裁を行っている。

(3)英国について

英国では、通信庁（Ofcom）、OTA2（Office of Telecom Adjudicator 2）がネットワークの接続に関する通信事業者間の紛争、通信事業者と通信用設備供用者の間の紛争、通信用設備供用者間の紛争の処理を行っている。

Ofcom と OTA2 等の業務の切り分けについては、当事者が多数関与していたり、一方当事者が支配的事業者である場合の紛争は Ofcom が裁定を行い解決する。BT（1984年に民営化された市内、長距離通信サービス事業体）の市内網の接続についての紛争は OTA2 が仲裁を行う。さらに小規模事業者間の紛争や消費者からの申告については、CISAS（Communications and Internet Services Adjudication Scheme）等が調停による紛争処理を行っている。

(4)フランスについて

フランスでは、電子通信・郵便規制機関（ARCEP）が、①相互接続の拒否、相互接続又は通信網へのアクセスに関する協定の締結と履行に関する紛争、②CATV ネットワークの共同利用に関する技術的・財政的条件に関する紛争、③公有地又は私有地に設置された施設の共同利用の是非又は条件に関する紛争、について裁定を行っている。

(5)ドイツについて

ドイツでは、電気通信事業者間で相互接続の条件（料金を含む）に関する協議が調わない場合に、連邦ネットワーク庁（BNetzA）が調停や裁定を行っている。

(6)韓国について

韓国では、放送通信委員会（KCC）が①通信設備の提供、②卸売提供、③相互接続、④設備の共同利用や⑤情報提供について 90 日以内に当事者間での協定締結協議が調わない場合、協定内容の履行や損害賠償について、裁定や調停を行っている。

(7)オーストラリアについて

オーストラリアでは、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）により指定されるサービス（移動体着信アクセス、ラインシェアリング、国内回線容量サービス等）について、アクセス義務を課されているネットワーク設備所有事業者と通信事業者との間で接続要件の合意ができない場合に、ACCC が調停、裁定を行っている。

## 2 放送事業者間の紛争処理制度

電気通信事業の場合と同様、基本的には各国とも、紛争処理機関については独立規制機関が担当し、調停、仲裁、裁定を行っている場合が多い。

紛争対象事項については、CATV や衛星等多チャンネル事業者がコンテンツを配信するときの条件等に関する紛争を扱っている。

(1)米国について

米国では電気通信事業の場合と同様、連邦通信委員会（FCC）が、①商用ケーブル局の提供条件、②商用ローカル局の伝送、③非商用教育放送局の伝送、等に関する紛争について、裁定を行っている。

(2)カナダについて

カナダにおける放送事業者間の紛争処理制度については、電気通信事業と同じ枠組となっている。上記「1 電気通信事業者間の紛争処理制度 (2)カナダについて」を参照のこと。

(3)英国について

英国では、情報通信ネットワーク（通信及び放送分野を含む）のアクセスの紛争については Ofcom が裁定を行う。Arqiva（大手放送インフラ会社）のネットワークの利用、トランスミッション設備の売却を巡る放送事業者との紛争を OTA-BTS（Office of The Adjudicator Broadcast Transmission Services）が仲裁している。

(4)フランスについて

フランスでは、視聴覚高等評議会（CSA）が、放送番組制作・配信事業者等が、ラジオ・テレビ番組配信に関する他事業者との契約において、料金的あるいは技術的な条件で係争が生じた場合に、裁定を行う。

(5)ドイツについて

ドイツでは、放送事業の送信設備についての紛争は電気通信分野に区分され、電子通信事業者間の紛争同様、連邦ネットワーク庁（BNetzA）が調停を行っている。そのほかのプラットフォーム事業に関する紛争については州内の紛争では州メディア庁、州間の紛争では州メディア庁連盟の放送認可・監督委員会（ZAK）が調停、裁定を行っている。

(6)韓国について

韓国では、①放送番組の供給等についての紛争、②放送等に必要な電気通信設備の利用についての紛争、③放送事業区域についての紛争、④中継放送権等の財産権的利害と関連した紛争等について、放送通信委員会（KCC）内に設けられた放送紛争調停委員会が調停を行っている。

(7)オーストラリアについて

オーストラリアでは、衛星、ケーブルの有料放送市場は実質的にフォクステル（Foxtel）1社によって独占されているため、放送分野の事業者間紛争処理についてはフォクステルに対し「フォクステル特別接続約款（SAU）」を適用し、同社の放送配信プラットフォームを他のコンテンツ配信事業者と同条件で開放する制度を構築している。フォクステルとコンテンツ配信事業者間での協議が調わない場合には、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）から調停事務を委託されている非営利団体の紛争処理機関「オーストラリア商業紛争センター（ACDC）」が調停を実施している。

**3 電気通信及び放送事業者間の紛争処理事例（●；紛争処理申請者、★；紛争対象者）**

(1)光ファイバ網についての紛争処理事例（電気通信・フランス）

事例；光ファイバ回線の回線共有料金設定について

当事者；●ブイグテレコム（競争事業者）、★フランステレコム（FT（現オレンジ）、既存事業者）

紛争主旨及び決定内容；ブイグは FT との光ファイバ加入者回線の共有契約交渉において、FT が十分に情報開示をせず、接続料金も妥当な水準にないと紛争処理を申請。

ARCEP は FT に実際の投資及び費用の負担を反映した接続料金設定を行うべきと裁定した。

(2)移動体通信網についての紛争処理事例（電気通信・英国）

事例；既存事業者の標準相互接続協定について

当事者；●Everything Everywhere（EE、移動体事業者）、★BT（既存事業者）

紛争の主旨及び決定内容；BT の標準相互接続協定（SIA）について、EE は BT による料金変更は移動体通信事業者の同意を必要としないのに対し、移動体通信事業者の

料金変更は BT の同意を必要とするのは不公平であるとし、紛争処理を申請。Ofcom は BT の影響力等を考慮した上で、効率性の観点から SIA は不公平な協定ではないと裁定した。

(3)地上放送の再放送についての紛争処理事例（放送・韓国）

事例；地上放送事業者による衛星放送への再放送の中断について

当事者；●KT SkyLife（衛星放送事業者）、★SBS（地上放送事業者）

紛争の主旨及び決定内容；KT SkyLife は SBS が再放送料金交渉の不調を理由に、首都圏での KT SkyLife 向け地上 HD の再放送を中断したことについて紛争調停を申請。KCC の決定前に両者が合意し再放送再開。

(4)有料コンテンツについての紛争処理事例（放送・米国）

事例；CATV における専門チャンネル配信の差別的取り扱いについて

当事者；●テニス・チャンネル（放送チャンネル）、★コムキャスト（CATV 事業者）

紛争の主旨及び決定内容；テニス・チャンネルは、コムキャスト傘下のゴルフチャンネルが追加料金なしで視聴可能である一方、非傘下のチャンネルには視聴に追加料金が必要なことが差別的取り扱いであるとして FCC に紛争処理を申請。FCC はテニス・チャンネルの主張を認め、コムキャストには是正措置を求め、罰金を科すことを裁定した。



### 第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

#### 1 関係事業者等への周知活動

##### (1) 講演会等での委員会業務説明

関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日・場所	説明を行った講演会等の名称
平成26年5月15日 北海道札幌市	電気通信分野における個人情報保護セミナー 【主催】 ・北海道総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会北海道支部 ・北海道テレコム懇談会
平成26年5月22日 広島県広島市	情報セキュリティ対策と個人情報保護セミナー 【主催】 ・中国総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会中国支部 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="541 1368 930 1659" style="text-align: center;">  <p>セミナーの様様(1)</p> </div> <div data-bbox="959 1368 1339 1659" style="text-align: center;">  <p>セミナーの様様(2)</p> </div> </div>
平成26年7月4日 沖縄県久米島町	沖縄ICTフォーラム2014 in 久米島 【主催】 ・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会



<p>平成26年7月8日 東京都中央区</p>	<p>一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム理事会 【主催】 ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム</p>
<p>平成27年1月29日 大阪府大阪市</p>	<p>平成26年度情報セキュリティ&amp;危機管理セミナー 【主催】 ・近畿総合通信局 ・一般社団法人テレコムサービス協会近畿支部 ・近畿情報通信協議会</p> <div data-bbox="900 483 1326 719" data-label="Image"> </div> <p>セミナーの様様</p>
<p>平成27年3月12日 愛知県名古屋市</p>	<p>ISP &amp; クラウド事業者の集い in 名古屋 【主催】・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>

## (2) 事業者団体を通じた周知活動

委員会が取り扱う事案や事例、相談窓口等について記載した資料（【資料5】のとおり）を新たに作成し、事業者団体（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）を通じて関係事業者に配布した。

## 2 ウェブサイトへの参考資料の掲載

紛争処理に役立つ参考資料として、「電気通信に関する動向」（【資料6】のとおり）をとりまとめ、委員会ウェブサイトに掲載した。

---

## 第4章 委員会に関係する制度改革（業務追加等）

---

平成26年6月に公布された電気通信事業法の改正（平成27年4月施行）により、電気通信事業法における「電気通信設備統括管理者」の選任の義務付け等が規定された。

また、同じく平成26年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地方分権一括法」という。）における放送法の改正（平成28年4月施行予定）により、一部の事務・権限が総務大臣から都道府県知事に移譲されることになった。

法改正の内容及び委員会との関連については以下のとおりである。

### 1 電気通信事業法の改正による委員会の業務追加

#### （1）電気通信事業法の改正概要

電気通信ネットワークの設備構成の複雑化、通信量の急増により、電気通信サービスの重大事故（2時間以上かつ3万人以上の事故）は10年前に比べ件数が倍増（平成15年度7件→平成24年度17件）するとともに、規模も拡大している。そのため、事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、それを適切に確保する制度的枠組みを整備する観点から、電気通信事業法の改正が行われた。

#### 【具体的な内容】

##### ① 管理規程の実効性確保

事業者ごとに事故防止の取組を作成・届出させる管理規程（自主基準）の記載事項として、全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法等を規定すると同時に、是正措置を確保するため、管理規程の変更命令や遵守命令を追加。

##### ② 電気通信設備統括管理者の導入

社内部門間や社外も含めた全体調整、事故防止への経営陣の主体的関与の強化を図るため、経営レベルの責任者として電気通信設備統括管理者の選任を義務付け。

##### ③ 電気通信主任技術者による監督の実効性確保

現場の設備管理の監督責任者である電気通信主任技術者について、具体的な職務内容を総務省令で定め、権限を明確化。

#### ④ 回線非設置事業者への対応

回線非設置事業者のうち、国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供する者には、回線設置事業者と同様の事故防止の規律を課すことにより、利用者保護を実現。

### (2) 委員会の業務の追加

今回の改正においては、電気通信設備統括管理者の事故防止に果たす重要性に鑑み、その職務を怠ることによって事故防止が適切に図られていないと認める場合には、総務大臣が解任を命じることができることとされた。

また、当該解任命令については、委員会の諮問・答申を経ることが必要とされた。

## 2 放送法の改正による委員会規定の変更の検討

### (1) 放送法の改正概要

地方分権一括法における放送法の一部改正により、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上テレビジョン放送等の再放送（小規模施設特定有線一般放送）の業務に関する事務・権限について、総務大臣から都道府県知事に移譲されることとなった。

#### 【移譲される事務・権限】

- ・業務開始等の届出
- ・有線電気通信設備の設置の状況等についての資料要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等
- ・業務の停止命令、業務に関する資料の提出要求

### (2) 委員会規定の変更の検討

電気通信紛争処理委員会令第3条では、委員会は所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、「関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる」となっている。

今回の放送法改正により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が都道府県知事に移譲されることから、都道府県知事に対しても委員会が再放送同意に関するあっせん等に必要な資料の提出等を求めることができるようにするための規定整備の必要性について、検討を進めることとした。